

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、下記のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年2月29日

上越市長 中 川 幹 太

記

- 1 委託事務の内容
移動露店市場の出店手数料徴収事務
- 2 委 託 先
公益社団法人 上越観光コンベンション協会
- 3 委 託 期 間
令和6年2月19日から7月31日まで